

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail [soudan@e3-partners.com](mailto:soudan@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

今のうちから年末調整の準備をしておくことをお勧めします。平成 28 年分の扶養控除等申告書は全員分そろっていますでしょうか。マイナンバーの収集も完了していますか？特に、年の途中で入社された方の分は忘れやすいので確認をしてみてください。既に保険料の控除証明書が保険会社から届いている方もいらっしゃると思います。ご自身の分の証明書の保管を行うと共に、従業員に保管を呼び掛けることも大切です。

## 倒産防止共済・小規模企業共済（大岩）

今回は、倒産防止共済と小規模企業共済についてご紹介します。

倒産防止共済（経営セーフティネット共済）とは、取引先の倒産の影響で連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するために、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の 10 倍相当額のいずれか少ない額について、借入が受けられる共済制度です。

加入できる者は資本金等の額・従業員数が一定以下の個人事業主又は法人で、引き続き 1 年以上事業を行っている方に限られますが、掛金は月額 5 千円～20 万円の範囲内で自由に選べ、税法上損金又は必要経費に算入することができるので節税効果があります。また任意解約をした場合掛金を 40 か月以上納付していれば、掛金総額の 100%の解約手当金が受け取れるので、「外部に貯金している」こととなります。

小規模企業共済とは、個人事業主が事業を廃業した場合や小規模企業の役員が退職した場合に、それまでに積立た掛金に応じた共済金を受けとれる制度で、いわば経営者の退職金制度といえます。

加入できる者は従業員が一定以下の個人事業主又は法人の役員・共同経営者に限られますが、掛金は月額 1 千円から 7 万円の範囲内で自由に選べ、掛金は負担者の所得控除の対象となります。また任意解約をした場合掛金を 240 か月以上納付していれば、掛金総額の 100%の解約手当金が受け取れます。

ただし掛金納付時はいずれも節税効果がありますが、解約手当金支給額が、倒産防止共済については法人の益金又は個人の収益に算入され、小規模企業共済については個人の退職所得や一時所得等に計上されますので注意が必要です。

★倒産防止共済を新規でご加入され、年内に前払される方は振込期限が 12/10 となります。

## 住宅取得資金贈与の非課税額（竹本）

消費税率 10%への引き上げが平成 31 年 10 月まで延期になったことで、住宅取得資金贈与の非課税額の引き上げが実施されなくなります。非課税額は契約時期や住宅の質によって変動しますが、平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月の期間で見ると、下記の通りです。

### ◆増税されなかった場合

- ・良質な住宅用家屋 … 1, 200万円
- ・一般住宅 … 700万円

### ◆消費税が 10%になった場合

- ・良質な住宅用家屋 … 3, 000万円
- ・一般住宅 … 2, 500万円

増税延期により上記の「消費税が 10%になった場合」というのが、適用されなくなりますので、非課税額の引き上げを見越して贈与を予定していた方はご注意ください。

住宅資金贈与の特例を利用するにはいくつかの要件を満たす必要があり、平成 28 年度中に贈与を行った場合には、平成 29 年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに贈与税の申告も必要となります。

この特例の他、相続対策・贈与税の申告など相続のことで少しでも不安のある方は、是非イースリーパートナーズにご相談下さい。